

令和5年9月吉日

適格請求書（インボイス）発行のお知らせ

本お知らせの対象となるお客さまは消費税の納税において仕入税額控除を実施するお客さまです。仕入税額控除を行わないお客さまは対象外となります。

平素より、水戸信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が開始されることに伴い、適格請求書（インボイス）の交付を開始いたします。交付は店頭またはダイレクトメール郵送で行います。

【交付インボイス】（無料）

①窓口でのお取引の場合 ⇒ インボイスに対応した領収書等を都度交付いたします。
お振込やご融資（割引手形は除く）、各種証明書発行等の際に発生する手数料など

令和5年10月交付開始

②窓口以外でのお取引 ⇒ 「インボイス通知書」※を店頭で交付いたします。
割引手形、口座振替、定額自動送金、インターネットバンキング、でんさいネット等の際に発生する手数料など ご希望の期間で発行できます。

令和5年10月交付開始



②の「インボイス通知書」は、ダイレクトメールによる郵送も可能です。

発行サイクルは、6か月毎、12か月毎の2種類となります。

令和5年10月受付開始

※【インボイス通知書の発行について】

- ・窓口で発行できる通知書はご依頼日の前日までの取引分となります。
- ・通知書の発行には、店頭で「インボイス通知書等発行依頼書」の記入が必要となります。お届けのご印鑑をお持ちください。
- ・一定期間の消費税課税取引の合計額が種別毎に集約されて記載されております（①の窓口で既に交付を受けている領収書等と重複することもあります）。
- ・1件毎の明細が必要な場合は、必要な期間分の「インボイス取引明細表」を作成いたします（手数料1,100円）。作成には、2週間程度お時間をいただくことがございます（本明細はインボイスに対応しておりません）。